



高木 良郎
(志成会)

市政について

市政を行うに当たって、行政では民間と異なり地方自治法や地方公務員法、条例等、法令遵守すべきものが多いと思います。

市長―法令遵守は当然の事であり、執行部が守っているかどうかチェックするのが議会の役割であると考えています。

公務員は公権力の行使を行う立場であり、市民の税金で行政が行われている事実からも法令遵守は当然の事であると認識しています。

副市長―そのとおりだと認識しています。

市と観光協会との関係について

平成27年4月に一般社団法人化されました観光協会と市の関係についてお尋ねします。

環境経済部長―観光協会は行政の枠にとらわれず、運営すべきだと考えています。

観光協会の運営費の99%が市の補助金、つまり税金で賄われ

ている事から、市と同様に法令遵守をすべきだと思いますが。
環境経済部長―基本的にはそのとおりだと思います。

財政問題について

市の貯金であります財政調整基金は平成29年度と平成30年度当初で半減し15億円になっています。このままいけば数年のうちに財政破綻すると危惧しています。

市長―財政は大変厳しい状況です。平成30年度から、財政体質の改善、職員の意識改革をするため、枠配分方式を導入しました。平成31年度以降については、枠配分方式を継続するとともに、実施計画の見直し等を行い、予算編成を進めていきます。

総務部長―実施計画の見直し等により事業の平準化を行います。

実施計画の見直しは並大抵の仕事ではありませんし、枠配分については、本当は将来必要だけども発言権が弱い部分の予算が削られる恐れがありますし、現実それが見受けられます。そういった所にも十分配慮のある予算を是非つくってください。



古賀 敏彦
(志成会)

道の駅構想について

道の駅建設に対する、市長の思い、意気込みおよび構想の実現化に向けてのスケジュールをご披露下さい。

建設場所については、花立山、城山公園と一体となったものを建設すれば、何処にもないような素晴らしい道の駅が出来ると確信しています。

市長―小郡市の地理的優位性を大いに活用し、市内外から賑わいと呼び込むことが出来る施設、小郡市の農業振興の実現に寄与する拠点となるような施設を目指しています。

建設時期については、現段階では、経済環境や建設工事の環境も含めて、どの時期が1番動き出すのが良いのか見極めていきたいと思っています。

子育て支援について

7月1日に機構改革が施行され、「子ども・健康部」が新設されますが、この機構改革は、1部長と3課長が増設され、機

構改革に伴う人件費が4200万円増えます。

また、市立幼稚園が小郡市には2園ありますが、福岡県下28市内、市立幼稚園を運営しているのは7市であり、筑後地区では、小郡市だけです。この2園に通う園児は、114名で、平成30年度予算の幼稚園の人件費は、6517万8千円です。

市財政は、極めて厳しい状況です。

人件費が4200万円も増える機構改革を止め、民間でできる幼稚園を休園すれば、合わせて1億円以上のお金が捻出できます。

小郡市では実施していない政策、例えば福岡県下60市町村の内、27市町村が実施している中学生1711名の通院費の助成は約2800万円です。まだまだ沢山の子育て支援が出来ます。形ではなく、民間でできることは民間にお願いし、行政にしかできない政策で子育て支援すべきです。

市長―市立幼稚園は市立幼稚園なりの必要性があると考えています。



小野 壽義
(おごおり創志会)

空き家対策について

近隣の市町村は空き家バンク制度を設置し、所有者が物件の登録を行い不動産流通事業者へ情報の開示をしています。①市も制度を設置し売買や賃貸借促進に繋げてはと考えます。また更地になると固定資産税が4・2倍になります。放置された空き家は地域住民に迷惑をかける恐れがあり、②税の軽減、猶予期間の施策はないのですか。

市長―①久留米宅地建物取引業協同組合と協定を締結し、空き家バンク制度の7月導入を目標に関係機関と調整を行っています。空き家に関する相談状況を見ながら来年度に補助金制度の導入を検討しています。

環境経済部長―②税の軽減措置あるいは猶予等は関係部署との検討が必要になります。

小学生の通学について

①あすみ区は、のぞみが丘小学校に通学しています。あすみ区で公園から上り坂で約1・8

キロ。低学年生では50分程かかると思われ、毎日の通学は少し無理があると考えます。②コミュニティバスの利用③料金の無償化は出来ないのですか。

教育長―①小学校の通学適正距離基準は義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令に基づき概ね4キロ以内とされています。市教育委員会も同様に考えています。②コミュニティバスの利用については禁止するものではなく、学校と保護者の方々と相談し検討したいと考えています。

教育部長―③4キロを超える地区は教育的配慮が必要なエリアで補助を行っています。2キロ以上の地区は多く現時点で補助は行っていません。

河川について

〇無川の力武区間では土砂が堆積し雑草が川幅全域に生えています。県への対策交渉はどの様になっていきますか。

市長―地元より継続的に久留米県土整備事務所へ土砂や雑草などのしゅんせつ工事の要望が行われ市も県に早急な対応をお願いしています。



佐藤 源
(おごおり創志会)

多様な保育による子育て支援について

女性の社会進出に伴い、共働き家庭が増加しています。さらに働き方の多様化により保育事業に対しての需要が増しています。その中で「小郡市子ども子育て支援事業計画」第1期が策定され進行していますが、その途中経過について、以下の2点の取り組みと成果をお伺いします。①病児・病後児保育事業

―定数・利用実績・インフルエンザ等の伝染病の際の定数について。また、今後さらに施設の拡大は検討されますか。②休日保育事業―どのように推進するお考えなのでしょうか。小郡市に住む女性で、就業している方の4人に1人は土日祝日に休み

にくい流通・サービス業・飲食業で働かれています。そのような就業人口構成を考えると、休日保育は推進すべきであると考えます。ニーズ調査等はされましたか。

市長―①病児・病後児保育事業について。市内に病児・病後児保育施設は1か所でしたが、去年10月に新しく1施設が開設されました。その2か所目は診療所に併設された施設であり、子どもの病状に合わせた対応も可能になっています。定員はそれぞれ6人、合わせて12人です。昨年度の利用者は延べ309人で、以前はできなかったインフルエンザに罹患した子どもの受け入れも行っていきます。

②休日保育事業を実施している事業所は、市立保育所を含めてありません。待機児童発生と保育士不足の状況もあり、まずは通常の保育業務に優先的に保育士を配置しています。しかし、第3次産業従事者が多い小郡市におきまして、休日保育事業のニーズ調査をすることの必要性について十分認識しています。

保健福祉部長―①②インフルエンザに罹患した児童も6人受け入れています。第2期計画のニーズ調査において病児・病後児保育の施設拡充に関する項目、休日保育に関する項目を入れた

いと考えています。



小坪 輝美
(日本共産党)

国民健康保険税について

所得が200万円以下の方々が加入者全体の80%以上を占めており、所得が100万円以下の滞納者が76%以上を占めています。低所得者には軽減措置がありませんが、収入が激減した時の減免措置についてお聞かせください。

保健福祉部長―非自発的な理由（リストラ・倒産等）で離職し、雇用保険の給付を受けている方に対しては軽減する制度があります。自営業の方に対しては災害時の減免制度だけです。今後は近隣市町村の制度及び実施状況について調査研究を進め、制度の設置について検討していきます。

学童保育について

是非、検討してください。
市民からの要望で市内2ヶ所の学童保育を見学に行きました。ある学童保育では、毎日50人程の利用児童がいるのにトイレが1ヶ所。また、静養室ないし静

養スペースがないところがありました。人数に対してトイレの数が少なく、体調が悪い児童の居場所もない状況です。雨が多い時には施設の周りに水がたまり孤立して下校時等に危険であるとの指摘もあります。市としてはどのように認識し対応されていますか。

保健福祉部長―施設の建て替えにあわせたトイレ等や静養室の整備を進めています。雨水がたまる状況については排水路の清掃や雨水を流すような取り組みをしています。抜本的な解決には至っていません。施設改修時に考慮し検討していきます。

幼児教育の在り方について

建て替え迄待たせません。早急に対応してください。
公立幼稚園の特性を十分に活かし、地域の子どもを地域・保護者・幼稚園が一体となって育てている幼稚園があることは小郡市の誇りです。子どもの教育は未来への投資です。公立幼稚園2園の存続を希望します。
保健福祉部長―市民の意見を聞かせて頂き、今後の方向性を検討していく予定です。



立山 稔
(おごおり創志会)

定住・移住促進について

人口減少・少子化という大きな課題に対して、それに歯止めをかけるために小郡市が取り組んでいる方策についてお聞きます。

市長―平成29年度から、国の地方創生推進交付金を活用し、小郡市単独で「移住・定住パンフレット」などを製作し、さらに、これまでは広域定住自立圏や連携中枢都市圏での団体としての参加にとどまっていた「移住相談会」へのブース出展も、昨年度から小郡市単独で積極的に取り組んでおり、1年間で129件の移住相談を受けています。

今年度から実施予定の「移住・定住促進プロモーション事業」の内容並びに年次計画を詳しくお聞きます。

総務部長―平成30年10月頃に、東京で「小郡市移住・定住セミナー相談会」を、集客人数は40名程度を目標として実施する予定です。また「小郡市移住体験

セミナー」を、11月頃に、参加人数は夫婦4組（夫婦1組につき子ども最大2名）で、合計16名で実施する予定です。

市街化区域と調整区域での定住・移住促進のやり方は、おのずと違って考えると考えます。特に宝満川左岸エリアでの少子化・高齢化に歯止めをかけるためにも、定住・移住促進の施策はどのように考えていますか。

都市建設部長―現在、都市計画法34条11号の地区として、大崎地区、福童地区は既に指定をしています。34条12号については、今隈地区、味坂地区については既に指定をしています。今後は、平成30年度に、干潟、立石、乙隈地区。平成31年度に、古飯、二夕、吹上、佐ノ古、下鶴、井上、上岩田地区。平成32年度に、大原、小坂井、下岩田地区。平成33年度以降に平方、光行、新島、西島、三沢、赤川、稲吉地区を順次指定し、宅地開発、建築が可能となるよう取り組みを進めていきます。



百瀬 光子
(公明党)

受動喫煙防止対策について

たばこの煙には70種類以上の発がん性物質等約4千種類の化学物質が含まれ、副流煙の有害物質の量は主流煙の数倍から数十倍です。喫煙しなくても周囲のたばこの副流煙を吸うことを受動喫煙と言い、日本では、受動喫煙により年間1万5千人が亡くなっていると推定され、深刻な健康影響があることがわかっています。健康増進法では、受動喫煙被害の責任を事業主やその場の管理者としています。そこで、本市の①公共施設における取り組み②学校における取り組み③路上・公園における取り組み④飲食店等における取り組みについてお尋ねします。

市長 ①庁舎をはじめ各公共施設で喫煙所を設置し分煙に取り組んでいます。さらに強化していきます。④関係団体と連携し、法や条例等の趣旨理解に努めていきます。

総務部長 ①本館3階、厚生会

館の喫煙所は廃止に向けて調整し、公用車は禁煙の方向で検討していきます。

教育長 ②敷地内禁煙も含めた方向性について、しっかりと教育委員会として決定していきたいと考えています。

副市長 ③マナーアップ運動を市民総ぐるみで展開することが有効になると考えています。

喫煙対策の推進について

受動喫煙対策の根本は、喫煙による健康への健康影響を学ぶことから始まります。そこで、①学校での禁煙教育の取り組み②健康増進計画における取り組み③禁煙支援の取り組みについてお尋ねします。

教育長 ①児童・生徒は保健体育や学級活動で学んでいます。保護者や地域と連携した取り組みは大事だと思っています。

市長 ②本市の喫煙状況は平成28年度調査では全国平均より低く、前回調査より微増していました。目標達成の為に、市民・地域・行政各々の取り組みを推進します。③母子健康手帳の発行時、特定健診の保健指導時に喫煙者に禁煙を勧めています。



新原 善信
(市民クラブ)

小郡に住みたいといわれる

子育て支援策を

待機児童の解消に向け保育士確保、定員増はどうしますか。また機構改革で子育て支援に力を入れるなら基本となる子ども権利条例を制定するべきでしょうか。

市長 保育士の確保策のうち処遇改善については全国市長会などを通して国に対してさらなる改善を求めているところです。保育士の労働環境改善については県事業の社会保険労務士活用が効果的なので各保育園に紹介し活用を検討したいと考えています。保育士の業務を補佐し支援する体制の整備は有効な手段であり、調査研究し、まずは公立保育所で試行的に実施することを検討します。定員の拡大については引き続き施設整備事業に取り組み積極的に定員増を図りたいと考えています。待機児童ゼロを目指していきたく思います。

子どもの権利条例については、

小郡市子ども・子育て支援事業2期計画策定の際、さまざまな団体に聞き取りを行うなどして小郡市の子どもの実態を把握し、その課題に対して具体的な施策の検討を進める中で条例についても調査研究を深めていきたいと考えています。

小郡学童保育所の

増築はどうなりますか

現在の3年生までから6年生までになる期限の平成31年度末までに小郡学童の増築が必要ですがどうなりますか。準備状況をお聞かせください。

市長 可能な限り小学校の空き教室を活用することを市の方針としています。小郡小学校と協議したところ現在空き教室はなく、今後も空く見込みがないとのことなので、新たな施設について学校や教育委員会と調整した上で国の基準に沿った整備を行いたいと考えています。また、学童を増やすことに伴い、保護者の運営委員会をもう1つ立ち上げる必要があるため、現在の保護者会に対して随時情報提供を行い、保護者会組織の再編をお願いしています。



田代 和誠
(志成会)

行政機構改革について

新しく新設されます子ども健康部について、多くの皆さんが期待をされています。以前、子育て支援課が新設された当初も多くの方が期待をされていました。良くなった部分も多くありますが、業務に追われるなど後手になった部分も多くあったように思いますが、①しっかりと検証されましたか。②7月の機構改革へ向けた進捗を見てみますと、引き続きによる業務や残業の増加、本来の仕事量の増加など市職員自体にも負荷が掛かり過ぎていたのではないかと危惧しています。市民の皆さんに影響が出ないように願います。

総務部長―①企画課、人事秘書課、それから各部から選出された係長、公募職員からなるプロジェクトチームをつくっていただきますので、その中で十分議論、検証をしてきたところでです。

②組織体制の改善、抱える業務

に対して、これまでの人数でどう遂行していくか非常に重要なことですので、職員の再任用制度を活用し、少ない人数でも柔軟に業務を処理できるように、企画主査を配置しながら体制の整備を進めてきたところです。

市長―②機構改革後の新たな取り組みとして、子育て支援課に子ども総合相談センターを設置することになります。これは、子どもの発達段階や家庭の状況などに応じて対応し、継続した支援を行うために、現在の家庭児童相談室の機能を核として、支援拠点の機能を拡充した相談窓口となります。また、健康課には子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦や乳幼児などに対して切れ目のない支援を行うていきます。あすてらすを子育て支援の拠点として、一元的に子育て施策に取り組んでいきます。また、本庁の関係部署と連絡調整を図りながら、関係団体ともこれまで以上に密な連携をとり、子どもや家族に寄り添い、きめ細やかな対応をしていきたいと考えています。



山田 忠
(志成会)

農業施策について

小郡市では、農業及び食料・農村に関する施策を計画的に推進することを目的に、平成27年に「小郡市食料・農業・農村基本計画」が策定されました。その進捗状況について、大きく3項目①水田経営にあっては、農地の有効利用と農作業の効率化を図るための生産体制は向上したのか。②生産者の所得の向上を図るためにどういった支援が進められてきたのか。③基本計画の推進体制においてJ A、農業委員会、商工会との連携協力は出来てきたのかお尋ねします。

市長―①小郡市の農業が将来にわたって発展していくためには、担い手の確保と担い手への農地の集約、また機械の導入による作業の効率化を図ること、農業経営が向上するような施策を展開していく必要があります。市としても、しっかりと支援していきます。

環境経済部長―①生産体制を向

上していくために、集落営農組織の法人化に向けての取り組みを行ってきております。あわせて、農地集積を推進しながら大型機械の導入、農業施設の整備等も順次取り組みを進めています。②中小規模農家、家族経営農家の所得向上の中で、直売所の充実の取り組みと、一方では農産物の特産品化、あるいは6次産業化の促進が必要と考えています。現在、「きよみどり」あるいは「七夕枝豆」の特産品づくりに取り組んでいます。直売所「宝満の市」においては、事業活動が支障なく継続できるように、積極的に支援していきます。③農業委員会については、法改正を踏まえて、7月に新体制に移行します。特に今回、農業委員会の役割として重点化されたのが、農地利用の最適化です。農家の皆さんとの相談活動を通じながら、取り組みを強化していきたいと考えています。また、農業振興については、J Aや商工会等関係機関、団体との連携を更に強化し、取り組みをしていかなければならないと考えています。



大場 美紀
(おごおり創志会)

投票率向上について

来年度統一地方選挙が行われる中、今回の市議選に対して新しい取り組みの効果や課題を含み、今後の対策として、高齢者を含む交通弱者に対する対応はどこまで検討されているのか、期日前投票所の見直しなどの検討はあるのか、若年層の投票に關しての対策をどう考えているのか、お伺いします。

市長―若年層を中心とした選挙啓発を実施していきながら、投票率の調査、分析を進め、高齢者などの交通弱者への対応や投票所の見直し、投票しやすい環境の整備など、どういった手法が投票率向上に効果的なのかを検討していきます。特に、交通弱者への対応や期日前投票所の見直しについては、早速調査研究を行っていききたいと考えています。

選挙年齢が引き下げられたことにより、今後の主権者教育をどう考えておられるかお伺いし

ます。

総務部長―自ら考え、自ら判断し、自ら行動していく、考える主権者の育成には、幼少期から継続して教育を積み重ねていくことが重要であると考えます。

高齢者や障がい者の方が行きづらい、土足禁止の投票所について、どう考えておられますか。総務部長―バリアフリーの観点から、靴を脱ぎ履きしなければならぬ投票所の環境は、適当ではないと考えています。投票所としてどういった対応が1番望ましいのかを、調査検討しまして、靴を履いたまま投票ができる投票所の環境整備を進めていきたいと考えています。



【選挙のめいすいくん】



後藤 理恵
(志成会)

幼児教育および

幼児施設のあり方について

これまで幼児施設のあり方について様々な議論を重ねた結果、平成31年度より三国幼稚園を休園し、小郡幼稚園と統合する上で、3年保育や延長保育の拡充を図っていく方針を出されました。これに対し、現市長就任後に改めて議論してきた三国幼稚園のあり方や跡地利用問題において、市の方針を始め、具体的に平成31年度より園児募集などの対応と、それに関連して小郡幼稚園の体制はどのように変わるのかをお尋ねします。

副市長―三国幼稚園の平成31年度の入所問題については、新たに募集を行わず、今在籍している子どもたちは小郡幼稚園へ行って頂きます。そして小郡幼稚園で3年保育や延長保育を実施していくために、現在三国幼稚園にいたるスタッフについては小郡幼稚園に行つて頂き、公立幼稚園のサービスの拡充をしてい

く方針です。三国幼稚園のその後については、方針を決めた後にその整備の手続きに入る予定です。

電子母子健康手帳の

導入について

子育てしやすいまちづくりの支援策として、さらに行政サービスの情報伝達手段の拡充に合わせ、事務の効率化を図るために、ICTを活用した母子手帳電子化の導入について、お尋ねします。

市長―市民にとつても手続きの簡素化や自らの情報の確認などのメリットがあり、市政にとつても個人に対する案内通知や広報など、事務の効率化に繋がることと考えられます。費用対効果や将来的な動向などを調査研究していきます。





廣瀬 勝栄
(市民クラブ)

恋来い！

おごおり創生戦略について

2016年3月に、5ヶ年計画で「恋来い！おごおり創生戦略」、小郡市まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されましたが、その達成状況及び今後の取り組みについてお尋ねします。

市長―まず雇用創出分野の1つである年間創業者数、年間移住相談件数、さらには認知症サポーター養成講座の受講者数につきましても、目標達成値を上回っています。しかしその一方で結婚、出産、子育て関連分野で重要な指標となる年間出生数については、目標達成が難しい状況が続いています。なお、この総合戦略の進捗状況を検証するために毎年有識者会議を開催しており、改善に努めているところと

職員の仕事環境の改善について

1年前の6月議会で、政策面での改善、市民、職員が一緒になって市の発展のために取り組

みを進めていくためのマンパワーの必要性。その後、3月議会において大幅な機構改革の提案がありました。職員の負担増加、市民サービス低下への懸念。そして4月1日のこれまでにないような大規模な人事異動と、本当に業務が回るのだろうかというのが率直な印象です。国での働き方改革も進められる中で、1年経った今、状況の確認とどういう認識を持っておられるのかお伺いします。

市長―市民サービスを支えるのは職員のマンパワーです。職員が意欲を持って十分に力を発揮できる労働環境があつて、初めて7月の機構改革が市民サービスの向上につながるものと認識しています。今後も引き続き、職員の時間外勤務や休暇の所得などの状況を注視するとともに、所属長への面談などにより業務量を把握しながら、7月の機構改革に向けて適正な人員配置を検討していきます。また、国の働き方改革の動向を踏まえ、職員が生き生きと働くことができ、労働環境の実現に向けて取り組んでいきます。

常任委員会審査報告

総務文教常任委員会報告

総務文教常任委員会は、6月6日に開催され、付託を受けた執行部提出議案4件（分割付託2件を含む）の審査を行いました。主な質疑は次のとおりです。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について（議案第35号）

協働のまちづくり校区推進員の名称をコミュニティ推進員に変更し、食と農の複合施設調査研究委員会委員等の設置に伴い、新たに報酬額を定めるものです。

問…コミュニティ推進員の役割について。

答…7月1日から校区公民館がコミュニティセンターに変わるため、現在、校区公民館において業務に従事している職員は、社会教育とまちづくりの両方を支援することが役割となります。

保健福祉常任委員会報告

保健福祉常任委員会は、6月7日に開催され、付託を受けた執行部提出議案11件（分

割付託2件を含む）の審査を行いました。主な質疑は次のとおりです。

専決処分を報告し、承認を求めることについて（小郡市国民健康保険条例の一部を改正する条例）（報告第7号）

地方税法の一部改正に伴い、大きく2点改正するものです。1点目は、国民健康保険税の見直しで、基礎課税額の限度額をこれまでの54万円から58万円に引き上げるものです。

2点目は、低所得者の国民健康保険税の軽減判定所得基準の引き上げを行い、軽減措置の拡充を行うものです。

問…今回の条例改正による対象者は。

答…賦課限度額の引き上げについては、18世帯が対象で増額分が567万3千円。また軽減措置の拡充については、48世帯が対象で、調定額の減収額は140万円です。

都市経済常任委員会報告

都市経済常任委員会は、6月8日に開催され、付託を受けた執行部提出議案6件（分割付託2件を含む）の審査を行いました。主な質疑は次の